

平成18年度 第1回文化財保護審議会 会議概要

- 1 審議会名 平成18年度第1回文化財保護審議会
- 2 日 時 平成19年2月23日 午後1時30分から午後4時分まで
- 3 会 場 明科総合支所1階第2会議室
- 4 出席者 飯沼委員、吉澤委員、宮澤委員、宮下委員、百瀬委員
- 5 市側出席者 望月教育長、小林教育次長、松枝社会教育課長、山田穂高教育課長、藤森豊科教育課長、唐沢堀金教育課長、曾根原文化振興係長、那須野三郷生涯学習係長、山田生涯学習係主査、請地明科生涯学習係企画員、降旗堀金生涯学習係主査、堀文化振興係主査
- 6 公開
- 7 傍聴人 0 人 記者 0 人
- 8 会議概要作成年月日 平成19年3月6日

協 議 事 項 等

1、会議の概要

開会

- (1) 教育長挨拶
- (2) 委嘱書の交付
- (3) 自己紹介
- (4) 文化財保護審議会の情報公開について
- (5) 本日の日程説明
- (6) 協議事項
 - ① 会長の選出および会長職務代理者の指定について
 - ② 安曇野市指定等文化財の概要について
 - ③ 文化財指定の基準の必要性について
 - ④ 新指定申請物件について
 - ⑤ そのほか

(7) 閉会

現地視察

2、審議概要

①、会長の選出および会長職務代理者の指定について

- ・ 会長 百瀬委員
- ・ 会長職務代理 宮澤委員

②、安曇野市指定等文化財の概要について

(事務局より概略説明)

- ・ 現行の安曇野市文化財保護条例により、旧町村の指定等文化財はすべて新市に引き継がれた状況となっている。資料2では各指定等文化財の大まかな項目が記載されているが、統一した項目について作成すべく、18年度当初から各旧町村の担当者に旧町村の資料・書類を紐解いてもらい、統一したデータベースの作成に取り組んできた。しかしながら、旧町村時代の古い資料なので、指定理由など現存の資料で確認できなかったものは空欄になっている。
- ・ 資料4を参照すると、長野県下19市の指定等文化財の数について、安曇野市は他市と比較しても非常に多い。逆に言うと文化財の基準が条例に整備されていなかった事が現状の課題になるかと思われる。
- ・ 次第2頁、市内5地域別内分についても地域ごとに指定等文化財の数に差があるという現状。
- ・ 書類的に整備されていない課題も多いが、将来的には安曇野市のホームページで公開等を考えているので、今後精査し、構築していくのことも必要かと考える。指定理由、写真等不備につて、後追いでこの審議会に今後かけていくという形になる。

③、文化財指定の基準の必要について

(事務局より概略説明)

- ・ 現行の安曇野市文化財保護条例では若干指定基準と言えなくもないような記述がある。長野県の文化財の選定基準は、条例とは別に基準を告示している。松本市も県と同じスタイルで組み立てられている

- ・他市町村で数値的な指定基準に基づいた客観的な記述がされている選定基準があるかどうか、いろいろ聞いてみたが、漠然と「地域にとって貴重なもの」といった表現がほとんど。松本市の基準が、他の多くの市町村と似た整備の形なので、参考資料として本日提出した。
- ・現在242の指定等文化財があるが、選定基準をどのような形で作っていくか、例えば新たな指定基準を作って242の文化財を見直ししていくことも考えられる。しかし、その一方で不利益処分にあたるため、「解除」ができるものなのかという問題もある。議論の方向性を定めて頂きたい。

(審議概要)

- ・大変な問題をご提示頂いた。県内の他地域の合併による経緯情報等があればお話を頂きたい。
- ・基準そのものは、県の方でもまた大きく変更している。結局基準にどれかを当てはめていくという作業になると思うが、数が多いので作業も大変になる。また、当てはまらないものについての対応はどうかということになる。
- ・現在の指定等文化財は旧各町村が、一定の基準で決めたものでばらつきが当然ある。市として新たに指定していく。その上で数が増えても仕方ないと思うが、基準に当てはまるかという事を精査しないといけない。多分、名称や名前など問題になるものが出てくると思う。
- ・旧各町村毎に体制がはっきり違っているなど感じがする。その場合ただ木が古いからとか、大きいからという指定の面と、その地域の環境、文化的な意味まで考えれば指定してもいいという両論が出ると思う。そういうものを基準の中にはめ込んでいくと、どういう基準をつければいいのかとなると難しい仕事になる。基準をもし設定し、それから外れたとしても、ずっと排除するという訳にもいかないと思う。その辺を旧各町村の基準の決め方についてのデータがひとつ欲しいなど。これからやっていく方向性を少し検討させて頂かないと一気にはいかないと思う。
- ・指定等件数のうち、堀金地域が一番少ない訳で、決まった規定が無いという理由もあり、他町村の指定した状況を見ながら、各分野毎に事例を見ながら指定していくことがいいと思う。やはり、文化財というのはいったん失われてしまうと復元する事はできないので、できるだけ沢山のものを指定して保護していく必要がある。件数は増えてもいいと思うが、旧町村の指定した理由をピックアップして、考えていったらいいと思う。
- ・三郷地域は他町村に比べてダントツに指定件数が多い訳で、この理由は、旧三郷村の地域住民の文化財に対する関心が高いことが言える。その基になったのは、先人の歴史事象に基づいた顕彰の積み重ねがある。さらに、常にその道の権威のある指導者の助言を得て文化財の掘り起こしや保護、伝承をやってきた。建築物について調査をして価値があるというお墨付きを頂き、さらに、三郷地域には絵馬が多いという事情もある。地域に密着したものであってどう基準を決めればいいのか。私にもわかりません。教えて頂きたい。
- ・事務局の方にお聞きしたいが、各旧町村の指定基準のようなもので、例えば明文化たようなものがあつたのかなかったのか。その点はどうか。
- ・豊科町の条例規則とかそういう形ではない、内規的な書類はあつた。が、どこまで具体的に記述があつたのかは承知していない。他の地域には指定基準的なものは無かつたと話しを聞いている。
- ・旧三郷村では私の知りうる限り、必ず専門家の評価を仰いでいくことを前提としてきたが、昭和40年代の指定など同一時期に一度に多く指定の作業を実施している。当時の書類も残っているが、指定理由等を1件1件書いてあるという事がないので、気運が盛り上がった時に一気にやってしまった経緯の中で省略された部分も多いのではないと思う。
- ・さきほど、委員さんから県の指定基準の見直しが進んでいるとお話があつたが、それは建造物だけじゃなくてあらゆる分野について進んでいる訳なんじゃないか。
- ・おそらく、項目が変わっていくというより、より細分化され、増えていくという方向だと思う。例えば文化的景観とか、伝統的建造物とか、こういったものは今まで県の方では扱っていなかったもので、それで増やしている。他の分野でも検討されていると思います。
- ・特に問題というか、考えていかなきゃいけないのは、天然記念物みたいなもの、旧各町村の指定の場合では、その地域の中で珍しい、唯一のものだと見てきた訳だが、今後は安曇野市一体として見ていかなきゃいけない。その辺が従来と考え方が違ってくると思う。その辺はどうでしょう。
- ・確かに有形文化財はそれなりきの理由があれば同じ物が沢山出てきてもいいと思うが、天然記念物みたいなものについては今までと考え方が違ってくるように思う。
- ・それでは、今までの議論の中で、集約してよろしいでしょうか。まず、旧各町村から集約されております指定等文化財については数が増えた事は是認と。第二に基準の問題ですが、私も委員は今日初めて資料を頂戴してまだ十分に読みこなしていない。方向としてはもっと踏み込む余地があるのかなのか、そういう観点でお互いに今後宿題として委員は読んでみる。もし、事務局でお願いできれば、更にそういうような資料が得られるかどうか、ご努力を頂きたい。次回お互いに読みとったものを率直に出し合っていくと、この方向はどうでしょうか。
- ・いいと思うんですが、自然なんかの場合に基準をどのように定めるのか、それに縛られると指定するのが難しくなるし、整合性を決める時にもっと資料が欲しいような気がする。例えば東京の府中市あたりは天然記念物は景観形成の為に残して下さいと。そうしないとアパートを建てたいと切られてしまう。どうしても文化財を条例として全部決めるのがいいのかどうかを検討する余地を残して頂く事も検討して欲しい

と思う。

- ・基準に縛られてという具体的な事例はないですか。
- ・今まで、地域の要望を吸い上げて指定するという形が多かった訳です。結局田中県政が駄目になって景観を維持してくださいという文面だけが残ってしまった。もし安曇野市がこれから観光とかで地域の田園風景を大事にしていくとなると、景観等まで盛り込んで環境・観光などを含めてこれは検討すればいいという気がする。
- ・文化財的な関係で見ると、全体的な保護の観点で残していくかという事がありますので、残す、保護という基準も必要になってくると思う。
- ・事務局として、もう少し長野県にとらわれない広範囲な選定基準みたいなものを情報収集し、それができた段階で各委員に送付をさせて頂く。それからさきほどでました、保存木いわゆる指定文化財ではない違った枠組みがあるという事についても今後の検討課題といった中で、それも資料があれば情報提供ということで資料を早急にまとめて送付をさせて頂く。次回の会議にそういったものを持ち寄った中である程度方向性みたいなものを選定基準を整備していくためのものを、事務局で示しながらまた委員の意見を聞き、肉付けをしていくという形でよいでしょうか。それでも今の文化財をどうするかというのは難しい部分があるのかなと思いますけれども。
- ・建築の場合は、すでに皆さん新聞でご存じと思いますが、国土交通省でやろうとしている歴史的景観という制度があって、今度は通産省の方で近代化遺産を指定する制度もある。教育委員会として、文化財として指定するだけではなくて、安曇野市でも、縦割りではとてもできない状況になっている。たぶん横断的な組織が必ず必要になってくる。かちつとした文化財でやるのと、もう少しソフトな部分と。どっちでやるのか。多分教育委員会だと思いますが、農政部局の方でやるのか。そんなものも考えていかなきゃいけないのかなと思うが。基準だけ決めていっても、結局誰がやるんだという問題が必ず出てくる。
- ・大変な問題が出ておる訳ですが、お互い勉強していきながら、という事で、先へ進めさせて頂きます。

④、新指定申請物件について

(事務局より説明)

- ・豊科本村の本村区西村道祖神崇敬者会より双体道祖神の申請。
- ・何か質問等ありますか。
- ・他の地域にも類似したものがあるので、その辺の取り扱いをどうするのかということも検討していかないといけない。道祖神はこの地区は多い。これで見ると嘉永年間の創立ではないか。年代的に、本当に保護するだけの価値があるかどうか。こういう形になると道祖神全部指定するくらいの形になってしまう。もし調査して必要だという事になれば年代的な意味や作者の特徴がわかるとか、何かもっと違った指定基準の上で指定されるといい。率直な意見です。
- ・これよりも古いものは沢山ありますし。他との関連は大変難しい問題。選定基準を含めながら考えていくべきでは。

⑤、そのほか

- ・選定保存木という扱いについて

(事務局より説明)

- ・指定の枠をもうちょっと広くして、景観の中に残ったような柳の仲間やくぬぎとかはんの木とか、土地の景観を維持してきた木で、例えば、有明地区のならくぬぎ、三郷で言えばりんごの大正時代に植えられた太い木も指定木の範囲の中に。大木という基準だけでなく、もうちょっと広い範囲で地域の自然を見直すきっかけになるようなことで木が指定されたり保存されてくようなことができればよい。できればタンポポの仲間やスマレも見えていかないと。現在のタンポポは雑種です。無くなっていく状況です。景観的な意味の中にそういう事も盛り込んでいって欲しいと思う。お宮など最近除草剤をまいたり草を刈ってしまうと低木とかとうほん類がみんな無くなってしまふ。そういう見方からするとここに出ている木ももちろん大事なんです。昔の自然の植物が残っている気がするのでもた是非見せて頂きたい。保存木や指定木の範囲でなく、ここにある元々の自然が残せる範囲でというのがお願いです。
- ・指定保存木という範囲について、ほかの指定基準等をふくめ、またまた宿題として持ち越したいと思いません。

閉会后 現地視察(穂高の矢原のマユミの木と、新申請物件)

※会議概要は、原則として公開します。会議終了後、2週間以内に企画財政部まちづくり推進課へ提出してください。

※会議を非公開又は一部非公開とした場合は、その理由を記載してください。

(記載例)

〇〇審議会 会議概要

1	審議会名	〇〇審議会
2	日時	年 月 日 午後 時 分から午後 時 分まで
3	会場	〇〇総合支所大会議室
4	出席者	〇〇会長、〇〇副会長、〇〇委員、〇〇委員、〇〇委員、〇〇委員、〇〇委員、 〇〇委員、〇〇委員、〇〇委員、〇〇委員、〇〇委員、〇〇委員、〇〇委員
5	市側出席者	〇〇課長、〇〇係長、〇〇主査、〇〇主任
6	公開・非公開の別	一部公開 協議事項のうち〇〇については、個人情報に関する審議を行うため安曇野市附属機関等の設置及び運営に関する指針6に該当
7	傍聴人	3人 記者 2人
8	会議概要作成年月日	〇年〇月〇日

協 議 事 項 等

1	会議の概要	(1) 開 会 (〇〇課長) (2) あいさつ (〇〇会長) (3) 協議事項 ① △△について ② □□について ③ その他 (4) 閉 会 (〇〇課長)
2	審議概要	(1) △△について (事務局より説明) (審議の概要 (質疑、合意事項等の要旨) を簡潔に記載する。)
		(2) □□について (事務局より説明) (審議の概要 (質疑、合意事項等の要旨) を簡潔に記載する。)
		(3) その他 ① ××について (事務局より)
		② ▲▲について

※会議概要は、原則として公開します。会議終了後、2週間以内に企画財政部まちづくり推進課へ提出してください。

※会議を非公開又は一部非公開とした場合は、その理由を記載してください。